

令和8年9月1日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

当座勘定規定の一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、令和9年3月末の手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、令和8年9月30日を手形・小切手の最終振出期限に設定し、同日をもって、手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了いたします。

上記の取組みに伴い、当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。

改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

令和8年10月1日（水）

2. 当座勘定規定の新旧対比表は、以下のとおりです。

（下線部分を変更・追加・削除）

改 定 後	改 定 前
当座勘定規定 第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類という。」）も受入れます。 <u>ただし、他金融機関および当金庫の他の本支店を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> （省略） 第7条（手形、小切手等の支払い） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （省略） 第8条（手形、小切手用紙） ① 当金庫を支払人とする小切手または当	当座勘定規定 第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類という。」）も受入れます。 （省略） 第7条（手形、小切手等の支払い） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （省略） 第8条（手形、小切手用紙） ① 当金庫を支払人とする小切手または当

改 定 後	改 定 前
店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和 8 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和 8 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (省略) (削除) 第 13 条 (印鑑等の届出) (省略) 第 14 条 (届出事項の変更) (省略) 第 15 条 (印鑑照合等) (省略) 第 16 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (省略) 第 17 条 (線引小切手の取扱い) ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、</u>	店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (省略) 第 13 条 (支払保証に代わる取扱い) <u>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第 14 条 (印鑑等の届出) (省略) 第 15 条 (届出事項の変更) (省略) 第 16 条 (印鑑照合等) (省略) 第 17 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (省略) 第 18 条 (線引小切手の取扱い) ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

改 定 後	改 定 前
<u>当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (省略) 第 18 条 (自己取引手形等の取扱い) (省略) 第 19 条 (利息) (省略) 第 20 条 (残高の報告) (省略) 第 21 条 (譲渡、質入れの禁止) (省略) 第 22 条 (反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第 24 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができます。 第 23 条 (取引の制限等) (省略) 第 24 条 (解約) (省略) 第 25 条 (取引終了後の処理) (省略) 第 26 条 (手形交換所規則による取扱い) (省略) 第 27 条 (成年後見人等の届出) (省略) 第 28 条 (準拠法令、合意管轄) (省略) 第 29 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (省略) 第 30 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略) 第 31 条 (規定の変更) (省略) 小切手用法 (省略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出した場</u>	(省略) 第 19 条 (自己取引手形等の取扱い) (省略) 第 20 条 (利息) (省略) 第 21 条 (残高の報告) (省略) 第 22 条 (譲渡、質入れの禁止) (省略) 第 23 条 (反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第 25 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第 25 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u> 第 24 条 (取引の制限等) (省略) 第 25 条 (解約) (省略) 第 26 条 (取引終了後の処理) (省略) 第 27 条 (手形交換所規則による取扱い) (省略) 第 28 条 (成年後見人等の届出) (省略) 第 29 条 (準拠法令、合意管轄) (省略) 第 30 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (省略) 第 31 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略) 第 32 条 (規定の変更) (省略) 小切手用法 (省略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

改 定 後	改 定 前
<u>合は、当座勘定から支払いません。</u> (省略) 6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記<u>その他の記載</u>が QR コード欄に重なることがないようにしてください。 (省略)	(省略) 6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。 (省略)

※ 変更後の規定は、変更日にホームページに掲載いたします。

以上